

令和5年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議分科会 ヤングケアラー支援に関する検討会（第2回）

日時：令和6年3月18日（月）15：40～17：00
オンライン開催

次第

- 1 こども青少年局局長あいさつ
- 2 令和5年度ヤングケアラーの支援に向けた取組状況について
- 3 令和6年度ヤングケアラーの支援に向けた取組について
- 4 その他

【配布資料】

- 資料1-1 ヤングケアラー支援に関する検討会 委員名簿
- 資料1-2 ヤングケアラー支援に関する検討会 事務局名簿
- 資料2 横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱
- 資料3 ヤングケアラーの支援に向けた取組について

令和5年度横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議分科会
ヤングケアラー支援に関する検討会委員名簿

【有識者・支援団体等】

(敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	サイノウ 斎藤 眞緒	立命館大学 産業社会学部 教授
2	シマモト 島本 洋一	中区基幹相談支援センター 所長
3	スゴ 勝呂 ちひろ	一般社団法人 Omoshiro 代表理事
4	ハヤシダ 林田 育美	認定特定非営利活動法人 つづき区民交流協会 都筑多文化・青少年交流プラザ館長
5	フジ 藤木 和子	全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会 副会長 弁護士
6	フナダ 舟田 泰久	横浜市社会福祉協議会 地域活動部 市民活動支援課ヨコ寄付推進担当課長
7	マツハシ 松橋 秀之	社会福祉法人日本水上学園(児童養護施設)理事長 特定非営利活動法人よこはまチャイルドライン 副代表理事
8	ユザワ 湯澤 直美	立教大学 教育学部 福祉学科 コミュニティ福祉学 教授

【行政職員】

(敬称略)

	氏名	所属・役職等
1	サンペイ 三瓶 淳	城郷小学校 校長
2	アキヤマ 秋山 美帆	教育委員会事務局 課長補佐 (人権教育・児童生徒課担当係長)

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議分科会
ヤングケアラー支援に関する検討会 事務局出席者名簿（R5）

資料1-2

所属・補職		氏 名
局長	こども青少年局長	吉 川 直 友
部長	こども青少年局副局長（総務部長）	福 嶋 誠 也
	こども青少年局こども福祉保健部長	武 居 秀 顕
課長	こども青少年局企画調整課長	柿 沼 千 尋
	こども青少年局青少年育成課長	森 脇 美 也 子
	こども青少年局こども家庭課長	藤 浪 博 子
	こども青少年局こどもの権利擁護課長	上 原 嘉 明
	こども青少年局障害児福祉保健課長	高 島 友 子
	政策局政策課基本戦略推進担当課長	飯 田 学
	国際局政策総務課多文化共生担当課長	廣 瀬 綾 子
	健康福祉局企画課長	高 木 美 岐
	健康福祉局地域支援課長	中 村 明 子
	健康福祉局障害施策推進課長	中 村 剛 志
	教育委員会事務局高校教育課長	宮 村 浩 文
	教育委員会事務局北部学校教育事務所指導主事室長	谷 石 宏 之
	医療局医療政策課長	丸 山 重 夫
	係長	こども青少年局企画調整課企画調整係長
こども青少年局こども家庭課こども家庭係長		名 倉 孝 典
健康福祉局生活支援課自立支援担当係長		鈴 木 大 輔
教育委員会事務局教育政策推進課担当係長		阿 部 栄 一

横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議運営要綱

制 定 平成 28 年 8 月 22 日 こ企第 180 号 (こども青少年局長決裁)
最近改正 平成 29 年 7 月 5 日 こ企第 110 号 (こども青少年局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議(以下、「計画推進会議」という。)の運営に関し必要な基本事項を定める。

(目的)

第 2 条 こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長は、「横浜市の子どもの貧困対策に関する計画」(以下、「計画」という。)に関し、次に掲げる事項について計画推進会議の委員に助言を求める。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 支援に係る事業・取組の実施に関すること。

(委員)

第 3 条 計画推進会議の委員は、子どもや若者への支援や取組について関わり
の深い団体・組織等から適当と認める者へ就任を依頼する。

- 2 委員の任期は、就任した日から当該年度末までとする。ただし、その委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。
- 3 委員は、再任することができる。

(会議)

第 4 条 計画推進会議の会議は、こども青少年局長が招集する。

- 2 計画推進会議の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

(分科会)

第 5 条 困難を抱える家庭の子どもやその保護者、重い困難を抱える子どもへの支援についての専門的な事項に関し、意見交換を行う必要があると、こども青少年局長および健康福祉局長、教育委員会事務局教育次長が認めるときは、分科会を設置し、分科会の委員に助言を求める。

- 2 分科会の進行は、こども青少年局企画調整課が行う。

(謝金)

第 6 条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。ただし、行政機関、関連団体の職員等にはこの限りではない。

(意見の聴取等)

第 7 条 会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に計画推進会議への出席を求め、その説明または意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 計画推進会議（分科会を含む）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(会議の傍聴手続等)

第9条 計画推進会議の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で10人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、計画推進会議の進行の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

(事務局)

第10条 計画推進会議の事務局は、こども青少年局企画調整課、健康福祉局企画課及び教育委員会事務局教育政策推進課におき、庶務は、こども青少年局企画調整課が務める。

附 則

この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月5日から施行する。

ヤングケアラー支援に関する
検 討 会
令和 6 年 3 月 1 8 日
横浜市こども青少年局
こども家庭課

ヤングケアラーの支援に向けた取組について

令和4年度の調査結果から見えてきたもの

2 調査結果から見えてきたもの

- ① 家庭が抱える様々な課題
- ② 潜在化する傾向
- ③ 生活への影響と周りの大人に望むこと

3

3 調査結果を踏まえた令和5年度の取組

① 家庭が抱える様々な課題

幼いきょうだいや高齢の祖父母、障害のある家族など、世話を担う子どもが直面している家庭の課題は様々であり、中には複数の課題を抱えている場合もあります。



子どもや家庭の状況を総合的にアセスメントしながら、適切な福祉サービス等につなげていけるよう、**学校、区役所等の関係機関の体制・連携強化**により、支援を進めていきます。

○ヤングケアラーは、子どもや家庭それぞれが様々な課題を抱えているため、市役所の中で関係区局間の情報共有・連携強化を実施します。また必要な支援や情報共有・連携体制のあり方などを継続して検討する必要があることから、**有識者等を含む会議を実施**します。

○さらに、支援についての理解を深めるため、支援に関心のある地域の方々や子どもと直接関わる学校や家族のケアを担う事業所を対象とした**研修**を実施します。

4

3 調査結果を踏まえた令和5年度の取組

② 潜在化する傾向

誰かに相談するほどの悩みではない、相談相手がいない・わからない等の理由で、相談経験がない子どもが多く見られます。また、ヤングケアラーという言葉の認知度も高いとは言えない状況です。



子ども本人や周囲の大人に対する広報・啓発を更に推進し、ヤングケアラーの正しい理解を深め、子どもたちが声を上げやすくとともに、地域全体で子どもたちを見守り、支える環境づくりを進めていきます。

○子どもたちを含めた市民お一人おひとりに関心をもっていただけるよう、マンガなど親しみやすい媒体を活用した**広報・啓発**を展開し、ヤングケアラーに対する認知度向上と理解の促進を図ります。

5

3 調査結果を踏まえた令和5年度の取組

③ 生活への影響と周りの大人に望むこと

勉強や睡眠、部活動等の時間が十分に取れないといった影響が見られます。また、周囲の大人に対しては、家事や家族のお世話及び将来のことについての相談支援や、学習面のサポートなどが求められています。



子どもたちが自分の時間を確保できるよう、**身体的な負担を軽減するとともに、悩み相談等の心理的なサポートを行う取組**を推進していきます。

○現在ヤングケアラーを支援している団体のほか、今後ヤングケアラー支援に取り組もうとする意欲のある団体や民間事業所等の活動に**団体補助**を実施します。
○支援の必要な子育て家庭に向けて実施している各種ヘルパー派遣事業の**委託単価を増額**し、利用機会の拡充を図ります。

6

(令和5年度第1回ヤングケアラー支援に関する検討会(分科会)資料抜粋)

令和4年度の調査結果を踏まえた令和5年度の実施内容

実施内容①研修

- ・対象:子どもにかかわる支援団体・者、家族のケアにかかわる施設、ヤングケアラー支援に関心のある人等
- ・内容:市実態調査から見てきたこと、事例検討 など
- ・実施回数:45回(市域9、区域36)以内 ※研修の参加者に対する事後フォローアップ(電話相談)

実施内容②広報啓発

- ①ヤングケアラーに関する広報動画の広告配信
- ②特設webサイトの開設による広報啓発
- ③ヤングケアラーの実話に基づく漫画の掲載
- ④各種PR広告掲載(デジタルサイネージ・SNS等)

実施内容③補助金

- ・現在ヤングケアラーを支援している団体のほか、今後ヤングケアラー支援に取り組む意欲のある活動団体などへ補助金を交付により支援
- ・補助対象メニュー:ピアサポート、オンラインサロン、見守り等

実施内容④ヘルパー派遣

- ・家事や育児支援を必要とする家庭がヘルパー派遣事業を利用しやすくなるように事業者への委託単価を増額

令和5年度の取組

研修

○家族のケアや子どもに接する施設の研修に講師を派遣

- ・41回(区域 36回、市域 5回)の研修に講師を派遣
- ・約1,000人の学校関係者、民生委員・児童委員や地域ケアプラザなどの施設職員が参加
- ・参加した方からの声
 - ▶ ヤングケアラーについて「見ようとして見る」「知ろうとして知る」大切さを感じた。(福祉関係者)
 - ▶ これまで対象世帯と話すとき子供の目線になって考える機会が少なかった。(福祉関係者)
 - ▶ 子どもの声を聴くということをあらためて考えた。(生活困窮支援関係者)
 - ▶ 家族全体で見えていく必要性・重要性があることに気づけた。(障害福祉関係者)
 - ▶ ヤングケアラーがもつ責任感が問題を見えにくくしていると感じた。過剰な責任感を解いてあげる場が必要と感じた。(地域の方)
 - ▶ 支援がヤングケアラーだけではなく、障害や高齢者など全ての分野で大事にしなければならぬ。(高齢福祉関係者)
 - ▶ ヤングケアラーの状態が当たり前になって、何に困っているかに気づいていないことが多く、子どもがその状態に気づけるように声掛けの仕方を工夫していくことが大切。(教育関係者)
 - ▶ 多職種の連携の中で役に立てる役割を専門職として関わっていければ幸い。(医療従事者)

・講師派遣を一般社団法人 Omoshiroに委託

横浜市ヤングケアラー支援事業 (横浜市民生委員児童委員協議会)

ヤングケアラー支援を通して学ぶ・考える

研修の講師を派遣します!

オンラインでも開催可能

派遣費用 無料

ヤングケアラーとは?

ヤングケアラーは法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。(参考) 一般社団法人日本ケアラー連盟

研修のポイント1

ヤングケアラーの正しい理解を深め、地域全体で子どもたちを見守り、支える環境づくりについて、実際にヤングケアラーを支援している担当者から相談支援のノウハウや現状を学び、現状や今後の支援について考えます。

研修のポイント2

ヤングケアラーやその家族の支援に関わるみなさんが、ヤングケアラーに気づき、寄り添い、適切な支援につなげられるよう、必要な知識等の習得を図ります。

研修のポイント3

本研修の受講者は、受講後に別途相談電話にてアフターフォローを受けることができます。(無料電話相談、令和6年3月末まで)

受付期間

令和5年7月から
令和6年2月中旬まで
(研修実施は2月末まで)

対象・人数

子どもや子どものケア、
家族のケアに関わる
施設や団体向けに
少人数から大人数まで
対応いたします。

場所

横浜市内の会場
または
オンライン(Zoom)
※併用も対応できます

詳細につきましては、担当の「研修申し込み・お問合せ」までご連絡ください。

令和5年度の取組

広報・啓発①

<https://young-carer.city.yokohama.lg.jp/>

よこはまヤングケアラー

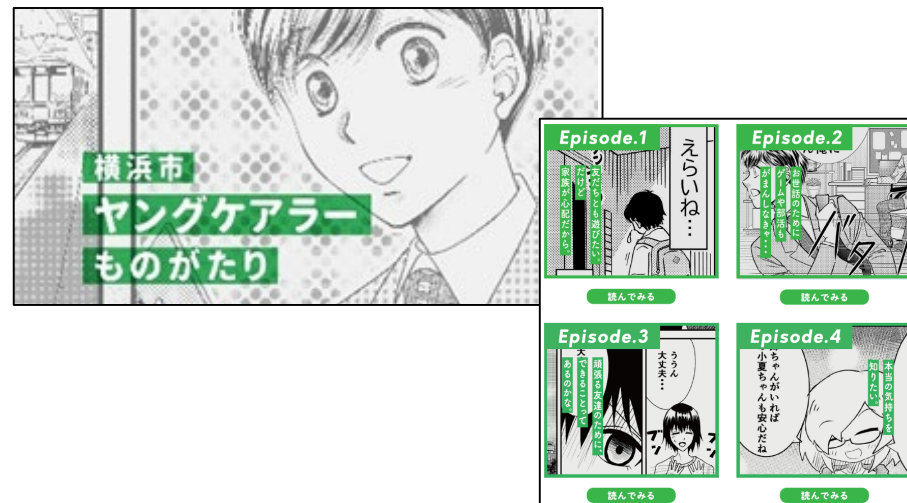
検索



○ヤングケアラー特設ウェブサイト 「ヤングケアラーよこはま」を12月15日に開設



- ・子どもが関心を引き身近に感じるキャラクターを起用
- ・ヤングケアラーに詳しい専門家による解説
- ・実例をもとに、当事者世代の学生が作成したマンガを掲載
- ・子どもへの呼びかけと相談先を周知
- ・一人ひとりに“自身で考えるきっかけ”となる啓発を展開



令和5年度の取組

広報・啓発②

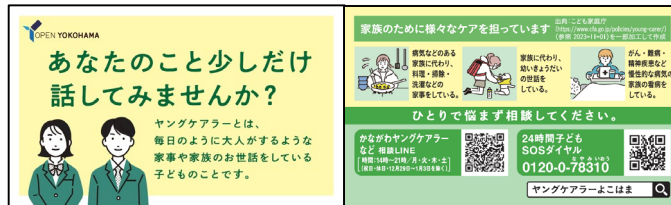
1. 市内の公立・私立の小・中・高校に相談カードやポスターを配布

・相談カード 267,925人

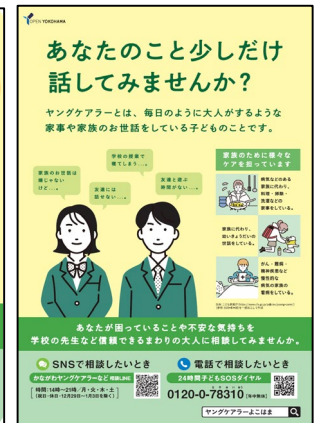
・ポスター 638校



(小学生向け)



(中・高生向け)



2. WEB広告・SNS広告などで特設サイトを案内

Google／Yahoo！／Youtube／X／LINE／
JR横浜駅のJ・ADビジョン／映画館／区庁舎・市庁舎のデジタルサイネージ



令和5年度の取組

補助金

○民間団体のヤングケアラーを支援する取組に補助金を交付

団体	取組内容	
特定非営利活動法人 アーモンドコミュニ ティネットワーク	ピアサポート	・対象:小学生～高校生 ・実施期間:1月～3月 月1～2回
	オンラインサロン	・対象:高校生 ・実施期間:1月～3月 月1回
一般社団法人 Omoshiro	ピアサポート	・対象:精神疾患や知的障害の親又は兄弟 がいる、幼稚園年長～18歳 ・実施期間:1月～3月 月3回
一般財団法人 横浜市 ひとり親家庭福祉会	ピアサポート	・対象:ひとり親家庭の子ども ・実施期間:2月～3月 月4回

令和5年度の取組

ヘルパー派遣

○家事や育児支援を必要とする家庭がヘルパー派遣事業を利用しやすくなるように事業者への委託単価を増額

1. ヘルパー派遣の委託単価

事業名	令和4年度まで	令和5年度から
育児支援家庭訪問事業(家事・育児に関する支援が必要な家庭に派遣)	5,080円/2h	6,080円/2h
養育支援家庭訪問事業(要保護児童を養育する家庭に派遣)	5,080円/2h	6,080円/2h
日常生活支援事業(子を養育するひとり親家庭に派遣) ※あわせて利用料金の無償化を実施	4,920円/2h	6,080円/2h

2. ヘルパー派遣の実績(R5.4.1～R5.12.31)

※担当者へのアンケートによる参考数字

事業名	ヘルパー派遣数		うち、ヤングケラーに該当すると考えられる世帯	
	対象世帯数	のべ派遣数	対象世帯数	のべ派遣数
育児支援家庭訪問事業	56	1,662	13	424
養育支援家庭訪問事業	99	5,833	12	1,183
計	155	7,495	25	1,607

事業名	ヘルパー派遣数		うち、ヤングケラーに該当すると考えられる世帯	
	対象世帯数	のべ派遣数	対象世帯数	のべ派遣数
日常生活支援事業	39	1,009	2	57

1 SNS相談＜新規＞

よこはま子ども・若者相談室の相談メニューとしてヤングケアラー相談を実施

2 支援体制の構築＜新規＞

庁内及び関係機関との支援体制の構築

3 広報・啓発、研修、補助金、ヘルパー派遣

令和6年度も継続して実施

令和6年度の取組

SNS相談<新規>

○よこはま子ども・若者相談室の相談メニューとしてヤングケアラー相談を実施

- ・どこに相談してよいかわからいヤングケアラーや周囲の大人への相談や電話につながりにくい人からの相談を受付
- ・令和6年4月1日から、毎日(土日祝日・年末年始含む)14時～21時で対応
- ・心理カウンセラーなどの専門職が対応
- ・必要に応じて、区福祉保健センター子ども家庭課や青少年相談センターなどを案内

6年度から、ヤングケアラーの相談についてもボタンを表示

明日をむらく部市
OPEN x PIONEER
YOKOHAMA

横浜市 児童福祉課
令和6年11月1日
子ども青少年発達少年相談課

「よこはま子ども・若者相談室」
若者の悩みに応える **LINE 相談** を拡充します
～11月2日から“毎日”実施～

様々な悩みごとを抱える子ども・若者とそご家族の方を対象に
心理カウンセラー等、専門の相談員が LINE チャット[※]による相談を
リアルタイムで受け付けています。
現在相談日は週3日(月・水・日 年末年始除く)ですが、11月2日から
相談日を拡充し毎日(年末年始含む)実施します。

※LINEチャットは
1日1回までしか利用できません。利用に当たってはLINEアプリのインストールが必要です。また、利用にはLINEユーザーIDが必要となります。

相談受付日時
毎日(土・日・祝日・年末年始を含む)
14時から21時まで

相談は無料です
※通費料は自己負担となります。

秘密は守ります

LINE 公式アカウント名
「よこはま子ども・若者相談室」

選べる相談メニュー
・友人関係や進学・就職など悩みごと全般のご相談
・ひきこもりに関するご相談

相談開始方法
二次元コードから
LINEが通知をしてくれるので、
QRコードから

お問合せ先
子ども青少年発達少年相談課 電話 横浜市 Tel. 045-671-2297

令和6年度の取組

支援体制の構築〈新規〉

○庁内及び関係機関との支援体制の構築

- ① ヤングケアラーは、その家族への支援の課題であり、家族に対する適切なアセスメントにより、世帯全体を支援する視点を持った対策が必要
- ② 福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていくことが必要。
- ③ こども家庭庁において、子ども・若者育成支援推進法の改正により、ヤングケアラー支援の法制化が見込まれる。



- ① ヤングケアラー支援に関する検討会(横浜市子どもの貧困対策に関する計画推進会議分科会)
- ② ヤングケアラーを支援する団体との連絡会〈新規〉
ヤングケアラーの実態や取組状況や課題の共有、今後の取組などを情報交換
- ③ 庁内連絡会〈拡充〉
構成:こども青少年局、政策局、国際局、健康福祉局、教育委員会事務局、医療局、区代表
内容:各部署における課題の共有や解決に向けた取組、アセスメントの方法や連携方法について検討